

4. 幕末における柔術試合の台頭とその実態： 天神真楊流・磯道場『他流試合性名控』を手がかりに

茨城大学 中嶋 哲也

4. Emergence of jujutsu match and its fact in the end of Tokugawa period: Analysis of Tenjinshinyo-ryu's record "Taryu Shiai Seimei Hikae"

Tetsuya NAKAJIMA (Ibaraki University)

Summary

Purpose of this study is to clarify the fact of jujutsu match in the end of Tokugawa period. This study use a record of Tenjinshinyo-ryu named "Taryu Shiai Seimei Hikae" as main material. This is a copy of the name of the person who participated in the jujutsu match. This historical record contains the results of the jujutsu match from 1839 to 1865. We examined two tasks by using this record and other materials in this study. One is the emergence process of jujutsu match and the other is the content of jujutsu match. The study findings were as follows:

- 1) Until 1791, Tokugawa shogunate regard the jujutsu match as illegal. It was thought that it conflicted with Buke Shohatto that prohibited the private fight. However, Tokugawa shogunate change the talent recruitment policies from heredity system to meritocratic system in 1791. jujutsu match was adopted as test subject under this policy. Along with this, it seems that jujutsu techniques became more safety than before.
- 2) The jujutsu match formed the connection of jujutsu schools across the clan. However, the referee regulation was not codified.
- 3) Masters of Kano Jigoro also participated in jujutsu match. Therefore, it is thought that the judo game has origin in jujutsu match.

In conclusion, we should do research focusing on the homogeneity of jujutsu and judo in the future.

I. 江戸時代の柔術試合

文化9（1812）年7月に紀州藩士太秦武郷が著した随筆『紀州柔話』にこんな話がある。正徳元（1711）年11月、渋川流柔術の佐浪善四郎が楊心流柔術の武光柳風軒の道場に他流試合をし

けた。しかし当時、「他流仕合は天下の法度」¹とされた時代である。そのため、渋川流二代目友衛門胤親は弟子の佐浪善四郎が犯した過ちの責任を問われ、南部遠江守の御預人に、すなわち禁錮されることとなったという。

この話の真偽は不明である。しかしあながち嘘とも言い難い。それは、寛延2（1749）年に作成された渋川流伝書『柔術大成録』に「都て仕合をして勝負を争ふことは、先づ第一国家の御制禁の事」²とあるためである。「国家の御制禁」とは武家諸法度（天和令）第7条で喧嘩口論を禁じていることを指していると思われる。『紀州柔話』や『柔術大成録』からは、18世紀前半の柔術家がいかに他流試合を制約されていたかが窺えるのである。

ところが、天保10（1839）年10月、神田お玉が池にあった天神真楊流柔術の磯又衛門の道場（以下、「磯道場」と称す）では門人の岡田縫之助と西鎌太郎が楊心流の嶋田寅之助と他流試合を行い、岡田が「無勝負」、西が勝利している³。この試合に対する幕府からのお咎めがあった様子はない。それどころか、この試合の後も柔術諸流が磯道場を来訪し、試合を挑んでいる様子が天神真楊流・磯道場の試合記録『他流試合性名控』⁴（以下、『性名控』と略す）に記されている。なお、本研究では他流派・他種目間の試合のみならず自流派内の試合も検討するため、柔術家が参加する試合を他流試合ではなく、“柔術試合”と呼びたい。

これまで柔術史においては、幕末には柔術試合が行われていたと指摘する研究はあったものの、史料に基づいてその史実を明るみに出した研究はみられなかった⁵。しかし、『性名控』をみると、天保年間（1830-1844）には既に柔術試合が行われていたことが分かるのである。そして嘉納が学んだ天神真楊流が柔術試合を頻繁に行っていたとすれば、柔道の試合はその前身を幕末の柔術試合にもつことになる。

では、柔術試合が戒められていた18世紀前半の状況はどのようにして変わったのか。また、天保期以後に限定されるが、幕末にはどのような柔術試合が行われたのだろうか。本研究ではこれらの課題に取り組むことで、幕末における柔術試合の実態を解明したい。まず、柔術試合が公認されるようになる経緯を検討する。次いで天保年間（1830-1844）以降、どのように柔術試合が行われていたのかを『性名控』を基に明らかにしたい。なお、史料引用にあたっては、旧字体は新字体に、カタカナは平仮名に直した。

Ⅱ. 柔術の試験科目化

1. 享保改革期の武芸奨励策における柔術の位置

江戸時代には幕府による武芸奨励策が寛永期から断続的に実施されている。その多くは弓馬の道に励むことを奨励したものであり、それ以外では砲術が主に奨励されていた。そうしたなか、寛政改革が手本にしたとされる享保改革（1716-1745年）においては大規模な武芸奨励策が行われた。享保改革における武芸奨励策の実態を明らかにした横山輝樹によれば、徳川吉宗（以下、「吉宗」と略す）の武芸奨励策は頻繁な弓馬上覧、古式射礼の復興、海外馬術の研究、狩猟の復活等によって幕臣の武芸出精、士風の刷新を目指したものであった⁶。

吉宗の武芸奨励策の中で重要なのは「惣領番入制度」である。幕府は享保改革以前、番方・役方に就いている旗本家の子弟を幕府の軍職を司る五番方（大番・書院番・小姓組番・新番・小十人組）の番士に無条件に登用する「惣御番入」の制度をとっていた。しかし吉宗はこの制度を停止し、新たに旗本の惣領（旗本の跡取り）の中で日頃の行状・人柄の良さ、武芸出精、学問出精などが認められる者を番入させる制度を定めた。これが惣領番入制度である。番入に

当っては武芸への取り組み方が最も重視され、「武芸吟味」、つまり武芸の試験が惣領に課せられた。ただし、武芸吟味の対象となる種目は弓術・馬術・槍術・剣術であり柔術は対象外であった。⁷

横山は従来、形式的な名誉職と評価されてきた番方について、こうした享保改革における武芸奨励策から「限定的ではあるものの能力主義的傾向が番方にも存在していた」⁸ことを明らかにしたのである。この点で惣領番入制度は寛政改革期に実施された人材登用策である芸術見分の歴史的前提として重要な意味を持つと考えられるが、武芸吟味に際して試合が行われたかどうかは不明である。

しかし、18世紀中頃には旗本及び旗本惣領を対象とした吉宗の武芸奨励策に対し、批判の声が挙がっていた。その1つが寛政改革における武芸奨励策の実施に影響を与えた柴野栗山（以下、「栗山」と略す）の主張である。次節では寛政改革における武芸奨励策の政策過程を追跡するが、そのためにまず栗山の武芸論の検討から始めたい。

2. 芸術見分—松平定信の柔術嗜好—

栗山は“寛政の三博士”の一人であり、天明7（1787）年に松平定信（以下、「定信」と略す）が老中に就いて寛政改革が開始された翌年、定信に招かれて幕府の儒者となった。教育史家の橋本昭彦によれば栗山は寛政改革における文武奨励策に大きな影響を与えた人物であり、寛政異学の禁も栗山の案だという⁹。栗山は宝暦13（1763）年に『上書』という自身の政策論をまとめた書を著している。橋本によれば、『上書』は寛政改革から20年以上前の著作であるが、寛政改革につながる政策論が凝縮されているという。

栗山の文武奨励策は幕臣の綱紀肅正のために行われた¹⁰。栗山はいう。

御旗本遊興に耽り、風儀不埒に御座候と申候も、畢竟隙に無御座候様に御政道被仰出候はゞ、自然と風儀も相直り可申と奉存候¹¹

このように旗本の風紀が乱れているため、彼らに遊興させないよう文武奨励することが必要だと栗山は考えたのである。武芸奨励ということでは、先にみたように享保改革の武芸吟味があつたが、これに対して栗山は宝暦年間には「御旗本の面々皆遊興に耽り、武芸不_レ嗜の衆中段々相見得」¹²るようになり、「只今御番入被仰付候は、篤く武芸の御見分も無御座」¹³と旗本における武芸吟味の不振を嘆いている。栗山によれば、騎射は比較的行われていたようだが、それも「畢竟武士の慰にて、軍中にては余り用に達不_レ申物」¹⁴と批判している。かくして栗山は改めて武芸奨励の方針を述べたのである。

何とぞ此以後御番入を奉_レ願候ものは、年を幾つと御極め被_レ遊、頭の宅にてなりとも、又外に場所を御立被_レ成候と成とも、御役人衆立合にて鎗術・剣術・弓馬等夫々御吟味被_レ仰付、彌其道に鍛錬仕候はゞ御番入をも被_レ仰付、其上御番入仕候て以後も、一年に二度程づ、弓は遠矢に的札通し、馬は遠乗・川渡・騎射・笠がけ・犬追物等の物・剣術・鎗術・又其流儀流儀の達人どもへ仕合等の事を被_レ仰付御上覧被_レ遊、格別に達者に仕候者へは御褒美をも被_レ下置、又不鍛錬にて芸術未熟に御座候ものは、急度御叱をも蒙り可_レ申様に被_レ仰付候はば、御旗本の面々騎射計りにては御番相勤なり不_レ申と心付、随分武道の諸芸等出精可_レ仕と奉_レ存候¹⁵

第1に番入りの年齢制限を厳密にし、槍術、剣術、弓術、馬術の吟味を徹底する事、第2に番入り済みの武官にも年2回ほど武芸の上覧を課すことで能力の維持向上に努めているかどうかを確認するというのが、栗山の武芸奨励の具体策だった。加えて本研究で注目したいのは、栗山が武芸の上覧の際に「仕合」を奨励していることである。栗山がどのような形式の「仕合」を念頭に置いていたのかは不明であるが、旗本の能力維持向上を目的としたそれは生死を分ける立ち合いのようなものではなかったであろう。

こうした栗山の案は寛政改革のなかで実現していくこととなる。まず、天明8（1788）年5月には「十七歳以下忤共御番入願御請取被成間敷」旨が発令され、年齢制限の順守の方針が示された。次いで、寛政3（1791）年10月に「鎗剣柔術上覧並御見分ニ付達」が布達され、上覧及び見分の詳細が定められた。この達示には「鎗剣柔術并時宜ニ寄仕合等も上覧并御見分共有之候間差支無之用意いたし可被罷出候」¹⁶とあり、槍術、剣術、柔術の「仕合」を上覧のみならず、場合によっては見分においても行うことが明記されたのである。

しかし、栗山の『上書』では武芸奨励策として柔術をそれほど重視していなかった。にもかかわらず、実際には寛政3（1791）年の布達以降、柔術が上覧及び見分の種目に追加されるのである。なぜ、幕府は柔術を武芸奨励策に追加したのだろうか。

ここで考慮しなければならないのは、寛政改革の主導者・定信の影響である。栗山の武芸奨励策が採用されたのは、改革を主導する定信自身が芸術見分と呼ばれる学問及び武芸を利用した人材登用策を実施したためであった。天明7（1787）年7月、定信は「武芸弓馬劍鎗柔術火術之類」の担い手に対し「其師之名前并流儀之名、且其もの之年齢共書出」して支配頭に提出するよう命じた¹⁷。また同年9月には「隸下の人々芸能あるか。或は群に抜出たるもの埋れざらん様に。心を用ひて薦挙すべし。官長の推薦もて人傑の出たらんには。即官長の忠勤の一なれば心を入れるべし」¹⁸と人材登用令を出していたのである。さらに定信は、自伝『宇下人言』のなかで寛政3（1791）年の「亥年よりめし出されし人の上り高次第に、おいおいにめし出されんと御しらべなり」¹⁹と述べており、定信も寛政3（1791）年の達示を以て武芸による人材登用の制度を確立したと考えていたことが分かる。歴史学者の熊倉功夫によれば芸術見分を受ける資格は布衣以下の下級武士から部屋住みの子弟まで広く認められたという²⁰。

このように定信は芸術見分を実施した当初から柔術を見分対象としていたのである。その理由として考えられるのは、定信が柔術流派のひとつ起倒流を学んでいたことである。『宇下人言』によれば、天明2（1782）年2月に「口中はれみちて飲食も通」²¹らない病に陥った定信は、同年8月頃から鈴木清兵衛について起倒流を修行し回復したのだという。また、定信は「まなべる日よりその術の正しくして、聖賢の道にも正当なる事をさとて、それよりまなび侍りぬ」²²と述べており、個人的体験から柔術の意義を認識していたのではないだろうか。

このように柔術試合が公認されるようになったのは、寛政3（1791）年に幕府が制度化した芸術見分以降のことであったと考えられる。栗山・定信らの思惑が重なりあったところに柔術の「仕合」が制度化されていったのである。また、幕府の芸術見分前後から、諸藩でも武芸の見分によって身分の上下によらず人材登用がなされるようになる²³。こうしたなかで柔術には捕縛術・兵法といった実用性のみならず、幕藩体制下における人材登用のための、いわば試験科目としての役割が付与されるようになったのではないだろうか。

Ⅲ. 柔術試合を取り巻く社会状況

天神真楊流は江戸時代に生まれた最後の柔術流派といわれる。天神真楊流が創始された具体的な年代は不明だが、流祖である磯又衛門柳閑斎源正足（以下、「正足」と略す）が文政5（1822）年12月に山本辰治郎という人物に発給した『天神真楊流天之巻』²⁴という伝書があるので、それ以前には創始していたとみられる。嘉永年間に作成された天神真楊流伝書『天神真楊流柔術大意録』のなかで正足は勢州松坂（現在の三重県）出身で紀州藩士の家に生まれ、15歳の時に江戸に出て楊心流を6～7年学び、その後真之神道流を6年学んでいるとされている²⁵。この時点で正足は27～28歳であるがその後、江州草津（現在の滋賀県）に2～3年ほど修行で滞在したのを含め、「諸国を遍歴して各藩の名家先生方と試合」²⁶を重ねたのちに天神真楊流を創始している。つまり、正足は寛政3-5（1791-1793）年頃には生まれていたと考えられる。また正足の経歴から天神真楊流は正足の試合経験を背景に創始されていたのであり、柔術試合も文政年間までには活発になっていたことが窺われる。このような社会的状況が『性名控』という柔術試合に関する詳細な記録を生み出す前提を成していたものと考えられる。

『性名控』は天保10（1839）年10月から慶応元（1865）年5月までのおよそ26年間に亘る試合記録である。本研究では次の2つの視点から『性名控』を検討したい。第1に柔術試合の社会的機能の考察である。第2に、試合方法及び試合内容から試合の実態を考察することである。

時代区分をしなかったのは、これら2つの視点からは画期となる変化がみられなかったためである。通時的変化の考察は今後の課題としたい。本章では第1の社会的機能について考察し、第2の点については次章で取り組みたい。

1. 柔術試合の規模

『性名控』は主に磯道場の試合記録であるが、必ずしも磯道場で行われた試合ばかりが記録されたのではなかった。例えば、弘化3（1846）年4月13日の記録をみると、「試合先方に参る」²⁷とあり、磯道場の門人が起倒流・竹中元之進（以下、「元之進」と略す）の道場へ出向いていることが分かる。以下の表1は磯道場に他所から出稽古にきたケースと磯道場の門人が相手方に出向いたケースとを分けてまとめたものである。これをみれば、当時の柔術家がどのように移動していたのかその一端が見えてくるだろう。

表1. 柔術試合実施場所及び対戦相手の年表

磯道場（神田お玉が池）	磯道場以外
天保10（1839）年10月 楊心流1名対2名	天保14（1843）年8月9日 神保佐兵衛の起倒流道場9名対6名
弘化2（1845）年 楊心流1名対1名 弘化3（1846）年4月1日 関口流岩城伊豫守殿（亀田藩）家来師役・今 西重左衛門の門人6名対4名 弘化3（1846）年4月 角力取試合1名対1名 弘化4（1847）年1月25日 扱心流細川越中守殿家来（肥後熊本藩）・久保 田鉦太郎事の門人4名対2名 弘化4（1847）年3月13日 天心流剛術松平内記家来・伊藤鹿之助の門人 3名対6名 弘化4（1847）年3月18日 関口流今西重左衛門の門人2名対2名	弘化3（1846）年4月13日 竹中元之進の起倒流道場1名対3名 弘化4（1847）年4月8日 竹中元之進の起倒流道場6名対4名
嘉永元（1848）年11月1日 関口流土浦藩・江橋鉄蔵の門人1名3名 嘉永2（1849）年2月21日 竹内流細川越中守殿（肥後熊本藩）・矢野彦左 衛門の門人1名対1名 嘉永2（1849）年7月26日 戸田流矢沢三造の門人1名対1名 嘉永4（1851）年9月26-27日 神傳実用流大坂住・中尾勇の門人1名対12名 嘉永4（1851）年11月30日~12月1日 神道八重流備後国（福山藩）住人にて柳田三 次郎の門人1名対9名 嘉永5（1852）年2月10日 堤宝山流武藤傳蔵の門人1名対3名 嘉永5（1852）年5月15日 心明殺活流堀田備中守（佐倉藩主）家来・師 役田邊次郎左衛門の門人5名対2名 嘉永5（1852）年11月19日 越後水原下条（旗本領）中条精一郎門人1名 対？名 嘉永7（1854）年4月6日 天神真楊流福田民弥の門人2名対？名 嘉永7（1854）年 角力取試合1名対1名 嘉永7（1854）年 應変流三州吉田（三河国吉田藩）渡辺半太夫 の門人9名対？名	嘉永元（1848）年 大坂にて岡田縫之助の天神真楊流浪花道場1 名対3名（松○流・真道八重流・関口流） 嘉永2（1849）年7月中 大田原主殿（大田原藩）にて浅山一伝流？名 対2名 喜連川藩関口流矢嶋の門人3~4名 対2名 嘉永3（1850）年4月2日 藤堂和泉守御国元（津藩）にて関口流津田道 之助門人10名（うち膳所本多家藩からの助っ 人門人3名）対2名 嘉永4（1851）年6月7日 越前府中（福井藩府中城）にて拍子流若林五 郎兵衛、若林五太夫の門人5名対1名 嘉永5（1852）年6月13日 小浜藩御見分同流3名対1名 嘉永5（1852）年8月26日 小浜藩御見分流派不明8名対1名 嘉永7（1854）年4月6日 神明町の松平甲斐守（大和郡山藩）御屋敷に て楊心流戸塚彦助門人8名対6名 嘉永7（1854）年6月17日 神明町の福田民弥（天神真楊流）道場にて松 平主殿守殿・師範役岩永成太夫の門人6名対 8名

安政4（1857）年5月19日 松平時之助（松平甲斐守と同一人物。大和郡山藩）家来楊心流門人1名対4名 安政4（1857）年5月24日 細川玄蕃頭（常陸国谷田部藩主か）内家来1名対3名 安政5（1858）年4月10日 荒木新流（浜田藩）松平右近将監家来6名対13名 安政6（1859）年4月19日 良移心頭流和柔久留米藩の下坂五郎兵衛の門人1名対1名 安政6（1859）年4月25日 良移心頭流和柔久留米藩の下坂五郎兵衛の門人4名対5名 安政6（1859）年4月24日 諸賞流和術南部遠野（南部藩）南部弥太郎殿家中の馬場律衛の門人4名対1名 安政6（1859）年11月6日 気楽流上州（上野国）の門人1名対10名 安政6（1859）年11月7日 戸田流奥沢三蔵の門人3名対5名 安政6（1859）年11月11日 自現流膳所藩の鈴木七之助の門人1名対4名	安政2（1855）年1月18日 三州吉田（吉田藩）にて應変流渡辺半太夫の門人5名対1名 同所にて浅山一伝流杉本百助の門人4名対1名 安政2（1855）年1月22日 三州西尾（西尾藩）にて無我流緒河升右衛門の門人7名対1名 安政2（1855）年2月3日 勢州津藤堂家（津藩）にて関口流津田道之進の門人10名対1名 安政2（1855）年2月10日 江州（近江国）膳所の藩校尊義堂にて関口流神谷玉城の門人9名対1名 安政2（1855）年2月11-19日 京都の西村外記之助殿方（天神真楊流。以下、「西村道場」と称す）にて稽古。その後大坂に向かう。 安政2（1855）年3月6日 徳山藩にて扱心流内山清右衛門門人5名 対1名 安政2（1855）年3月17日 久留米藩にて良移心頭流和柔下坂五郎兵衛門人7名対1名 安政2（1855）年5月1日 野州足利寺家（下野国）の城田亀司道場（天神真楊流。以下、「城田道場」と略す）にて同道場門人2名及び竹内流2名対1名 安政2（1855）年9月21日 城田道場にて同道場門人2名及び武州忍藩（武蔵国）起倒流の門人1名対1名 安政3（1856）年9月29日 神田橋（大坂）にて柳生心眼流大島一学の門人4名対4名 安政4（1857）年1月22日 楊心流戸塚彦助道場の門人6名対2名 安政4（1857）年8月22日 浅利（浅利義明か。）道場にて剣術組内1名対1名 安政5（1858）年3月4日 江州膳所尊義堂にて関口流猪狩衛盛の門人12名対1名 安政5（1858）年4月12・13日 勢州津藩藤堂家演武堂にて関口流津田道之進の門人13名及び楠流佐伯彦之進の門人12名対3名 安政5（1858）年4月18日 松坂野口道場にて御城代の若、両町奉行の若流儀見分（天神真陽流の門人3名が形と組打を披露） 安政5（1858）年11月21日 津藩勢州松坂道場にて真之神道流永井直右衛門の門人4名対4名 安政6（1859）年6月29日 福田（民弥）道場にて石州濱田松平右近将監殿藩（浜田藩）荒木新流福井力右衛門の門人7名対5名
---	---

万延元（1860）年4月24日 浅山一伝流松平駿河守（今治藩）家来10名対6名 万延元（1860）年5月28日 戸田流奥沢三蔵内弟子1名対3名	万延元（1860）年4月16日 福田道之助道場にて扱心流犬上郡司の門人4名対7名。但「右之式人斗戸塚（楊心流）門人も様子相見申候」とある。 万延2（1861）年2月15日 城田道場にて宇土藩（肥後熊本）起倒流千ヶ崎清之丞の門人3名及び飯久保鉄吉の門人1名対4名
文久元（1861）年8月 関口流膳所藩猪狩衛盛門人2名対8名 文久2（1862）年4月16日 心明殺活流佐倉藩増田繁右衛門・田辺佐太次の門人20名対20名 文久3（1863）年9月4日 起倒流佐竹藩竹中鉄之助の門人1名対3名	文久2（1862）年2月 京都西村道場にて姫路屋敷（姫路藩）の起倒流師範小森弥太郎門人1名対？名 文久2（1862）年2月3日 大阪佐々木餘雙の道場にて紀州諏訪富士之輔門人2名及び戸田流奥田三蔵の門人1名対1名 文久2（1862）年5月2日 京都西村道場にて為我流（「実ハ（起倒流）竹中門人」神戸傳八郎1名対3名 文久2（1862）年5月中 京都西村道場にて膳所藩の関口流猪狩衛盛及び門人4名対6名 文久2（1862）年8月21日 京都西村道場にて同道場門人4名及び起倒流神戸傳八郎とその門人3名対同流川渕長左衛門 文久2（1862）年10月9日 京都西村道場にて長州藩の起倒流福谷直右衛門の門人6名対7名 文久2（1862）年10月16日 京都西村道場にて長州藩の急心流の門人2名対2名 文久2（1862）年10月19日 京都西村道場にて久留米藩の良移心頭流下坂五郎兵衛の門人1名対1名
元治元（1864）年1月28日 気楽流門人1名対3名 元治元（1864）年4月6日 急心流有馬兵庫頭内・犬上軍次の門人3名対7名	
慶應元（1865）年5月9日 楊心流 松前伊豆守（松前藩主松前崇広）家来・戸塚彦助の門人6名対7名	

（出典：『他流試合性名控』（渡邊一郎先生を偲ぶ会編、『近世武術史研究資料集』，前田印刷，2012年，pp319-344. 所収）より摘出・作成。判読困難な文字は「○」で示した。また対戦者右側が磯道場の人数である。カッコ（ ）内は筆者の注釈。藩及び旗本領などの所在地については、『角川日本地名大辞典』編纂委員会、『角川日本地名大辞典』，第13巻及び第15巻，角川書店，1989年、木村礎・藤野保・村上直編、『藩史大事典』，第1～7巻，雄山閣，1989年、小川恭一編，『江戸幕府旗本人名辞典』，原書房，1989年、工藤寛正編，『江戸時代全大名事典』，東京堂出版，2008年、工藤寛正編，『徳川・松平一族の事典』，東京堂出版，2009年に拠った。その他の注釈は今村嘉雄編『日本武道大系』第6巻，同朋社，1982年、林柳應斎，『当流稽古

場持居候覚』、1854年（渡邊一郎先生を偲ぶ会編、『近世武術史研究資料集』、前田印刷、2012年、pp345-346. 所収）に拠った。）

まず、『性名控』には天神真楊流各道場に柔術試合を挑んだ人々を「～家来」、「～殿内」と記載しているところから、各柔術家の出自は主に大名・旗本に仕える家臣（陪臣）だったと考えられる。こうした家臣らが所属する藩や旗本領から出られる機会の1つに天明～天保年間に整備された諸藩の遊学制度によるものが考えられる²⁸。魚住孝至によれば幕末の剣術界では「在野の江戸の町道場も盛んとなり、地方から遊学してくる者も多くなって、藩の枠を越えた広範囲のネットワークが出来」たことで、身分を越えた様々な人脈が生まれ「十九世紀に生じる社会の変革の基盤を生み出していった」と指摘している²⁹。

ただし、柔術試合における一試合あたりの参加人数が多いことは注目すべきであろう。全73試合中51試合、つまり69.9%は流派間の団体戦である。一人で試合を申込んでいるケースは22例あり30.13%であるが、その場合相手方も1人で対応しているのは8例のみで全体の10.95%でしかない。そのため多くの場合、柔術家は個人で回国修行をしていたのではなく、各流団体を移動していたものと考えられる。

石附実の研究によれば、諸藩の遊学制度には遊学者の様々な技芸を向上させることで、将来の藩校指導者を育成すること、また自藩にない学芸や武芸を他地域で習得させて持ち帰らせるなどの目的があった。そのため、藩としても遊学生の一選考は藩費生・自費生に関わらず、人物・資質などの厳しい審査を課するのが一般的であった³⁰。そうしたなか遊学制度で派遣される年毎の遊学生の定員は各藩1～5名というのが一般的であった³¹。これは様々な学芸・武芸を総合した定員であるため、柔術だけ複数名の遊学生を派遣できたとは考えづらい。そのため、藩の遊学制度に頼らずに移動した人々も多数存在したと考えられる。

例えば、旗本・勝小吉（勝海舟の父）は文政5（1822）年に箱根関所で次のような体験をしている。

漸々関所へかゝつたが、手形がないから、関所の縁がわへいつて、剣術修業に出し由申、「御関所を通ふし被_レ下」といつたら、「手形を見せろ」といふから、そこでおれがいふには、「御覧の通り、江戸をあるく通りのなり故、手形は心づかず。けいこ先より風とおもひ付て、上方へ修業にのぼり候。雪踏をはき候まゝ旅支度もいたさず参りし事故、あいなるべくは御通し被_レ下候様に」といつたら、番頭らしきがいふには、「御大法にて手形なき者は通さず。しかし御手前の仰せの如く、御修行とあれば、無_二余儀_一故、御通し可_レ申。以来は御心得可_レ被_レ成」といつた故、「かたじけなる」とて、夫から関所をこして・・・³²

このように修行という名目があれば、手形が発給されなくとも所属先の領地を出て関所を通過することができたのである。金森敦子によれば、鉄砲を所持していなければ武士は日本各地を旅することが可能だったという³³。こうした状況があったからこそ柔術諸流の団体移動も可能だったのだと考えられる。

天神真楊流は全国各地に道場を展開しており、磯道場出身の高弟が大阪、京都、栃木県で道場を開き、柔術試合を実施していることが『性名控』に記録されている。天神真楊流では家元制度を導入し、教授する者と教授を受ける者に対する守則（上納金の額など）を制定した『家元議定

書』を作成している³⁴。各地の道場はこの『家元議定書』に基づいて運営されたものと考えられる。京都西村道場には長州藩、徳山藩、姫路藩など西日本の諸藩から、下野国の城田道場には上野国や下野国のみならず、九州の熊本宇土藩からも柔術試合を申し込まれている。各地の天神真楊流の道場にも諸藩からの出稽古がみられたのである。

表2は天神真楊流の各道場と交流のあった流派の所在地を地域別にまとめたものである。現在の都道府県で分類すれば、47都道府県中、23都道府県に所在する流派と関わり持っていたことになる。また、下線が引かれた藩及び地域は磯道場に来訪した流派が所在していることを示すが、どの地方にも存在していることが分かる。このように天神真楊流は全国の柔術家とネットワークを形成していたのである。

表2. 天神真楊流各道場と交流のあった流派の所在地域別分類表

北海道・東北	松前藩（北海道）、佐竹藩（秋田県）、 <u>亀田藩</u> （秋田県）、南部藩（岩手県）
関東	<u>上野国</u> （群馬県）、大田原藩（栃木県）、喜連川藩（栃木県）、佐野藩（栃木県）、 <u>下野国</u> （栃木県）、土浦藩（茨城県）、谷田部藩（茨城県）、 <u>江戸</u> （東京）、佐倉藩（千葉県）
東海	吉田藩（愛知県）、西尾藩（愛知県）、津藩（三重県）
北陸	越後水原下条（新潟県）、福井藩（福井県）、小浜藩（福井県）
近畿	膳所藩（滋賀県）、姫路藩（兵庫県）、 <u>大坂</u> （大阪府）、 <u>大和郡山藩</u> （奈良県）、紀州藩（和歌山県）
中国・四国	福山藩（広島県）、浜田藩（島根県）、長州藩（山口県）、徳山藩（山口県）、伊予今治藩（愛媛県）
九州	久留米藩（福岡県）、宇土藩（熊本県）、肥後熊本藩（熊本県）

（表1より摘出・作成。カッコ（ ）内は現在の都道府県を記した。下線が引かれた藩及び地域は、江戸の磯道場と交流があった流派の所在地である。）

2. 柔術試合の機能

幕末において柔術試合はどのような機能を果たしたのだろうか。『性名控』からは柔術試合の社会的な機能は3つ見出される。

第1に柔術試合は地域を越えた回国修行のために行われた。これを検討するために安政2（1855）年に行われた肥後人吉藩相良志摩守の家来愛甲規矩二郎（以下、「愛甲」と略す）の「東海道修行」をみてみよう。表1の安政2（1855）年1月18日から9月21日までの磯道場以外での柔術試合は全て、愛甲が東海道沿いを行脚して回った柔術試合の記録である。これをみれば愛甲が出向いた道場は順に①吉田藩・西尾藩・勢州津藩、②膳所藩・京都西村道場、③徳山藩・久留米藩、④野州足利寺（下野国）城田道場となる。①は現在の愛知県・三重県に跨る伊勢湾沿いの地域であり、②は近畿地方、③は山口県から福岡県までの西日本、④は北関東である。このうち、①の吉田藩及び勢州津藩の道場とは嘉永7（1854）年までに磯道場と交流があり、流祖の正足自身が松坂の出身という事もある縁が深かったと考えられる。②膳所藩の関口流門人とは、嘉永3（1851）年に磯道場の寺崎剛平が勢州津藩で関口流門人と試合をしたときに津藩側の助っ人で参戦していた。これは正足が江州で修行していた時に膳所藩の柔術家とつながりを持ったためと考えられる。④城田道場も天神真楊流の道場であり同門である。愛

甲が出向いた道場は計8か所であるが、そのうち5か所の道場は愛甲が出向く前から天神真楊流と柔術試合を通じた交流があったのである。そうした関係を頼って愛甲は回国修行の旅に出たのだと考えられる。一方で、西尾藩、徳山藩、久留米藩の3か所は愛甲が出向く以前に天神真楊流と関係があったかどうか確認できない³⁵。

また表1から角力取りとの対戦が2例、一刀流・浅利義明とみられる者の道場に出稽古している様子が1例みられ、柔術以外の武術とも試合していたことが分かる。

こうした柔術試合を通じて、柔術家たちはお互いの親交を深めたものと思われる。ただし、試合の雰囲気まで和気藹々としていたのではなかった。例えば、嘉永5（1853）年5月15日に佐倉藩の心明殺活流の門人が5名で磯道場に試合を挑んだが、3名試合終わったところで残り2名の「雑言斗申候付、残兩人を断申遣」³⁶している。心明殺活流の門人2名が試合中の磯道場の門人へ罵詈雑言を浴びせたので、磯道場側は以後の試合を断ったのである。このように柔術試合に参加する者たちには厳粛さが求められていたのである。

第2に柔術試合は流派拡大に一役買っていた。例えば、嘉永4（1852）年6月7日に拍子流の門人5名から挑戦を受けた天神真楊流の川測長左衛門（以下、「川測」と略す）はこれに全て勝利したが、その直後に「若林五太夫、牧野又助、松永唯右衛門、猪子金次、山田徳太夫五人、当流随心に相成」³⁷ったと記録されている。このように全ての柔術試合でみられたわけではないが、試合をきっかけに他流の門人が天神真楊流に入門することがあったのである。

第3に柔術試合は諸藩の見分のために行われた。先に柔術試合を行ったのは主として諸藩及び旗本の家臣であると述べたが、中には気楽流の場合のように特に身分の記載がない人物もみられる。そこで当時どのような人々が柔術を行っていたのかを検討するために天神真楊流の門人の肩書に着目してみよう。表3は天神真楊流の記録『当流稽古場持居候覚』（以下、『覚』と略す）によって、天神真楊流の道場を運営する人物の一覧にしたものである。これをみれば「～守内」、「～殿内」、または「役人」など何らかの肩書を持つのは32名中18名、浪人が7名、不明が7名である。

このうち免許師範の川測は嘉永5（1852）年9月に酒井若狭守によって召抱えられたことを『覚』は示している。この時、川測が召抱えられるきっかけとなったのが小浜藩での見分であった。

川測が召抱えられる経緯を詳しくみてみよう。嘉永5（1852）年5月27日に「若州公」、すなわち第12代小浜藩主酒井忠義に呼び出された川測は「身分御調」を受けている³⁸。同年6月13日に川測は再度小浜藩に呼び出され、16日に「小浜大目付郡奉行」、「敦賀奉行」、「御代官」など都合5名による「御見分」を受けた³⁹。この時の見分では天神真楊流の足立半之丞の門人である松本仁兵衛、村井七兵衛、村井作太郎の3名との試合であったが、川測は全勝し「奉行衆より太だ称美に預」ったという⁴⁰。

同年8月16日に川測は再び小浜藩に呼び出され、今度は「柔術心得候者、不_レ残小浜御役所へ罷出可_レ申之由」と「国中御触」れが出回り、試合をすることになった⁴¹。相手方は8名だったが、なかには「猪口村 徳蔵」、「湯ノ岡村 太郎兵衛」、「名古村 五郎兵衛」と苗字の無い者がいる。これらの人々は村落で柔術修行をしていた農民だと考えられる。御触れは武士だけでなく農民にも呼びかけていたのである。

8月26日に小浜藩の評定所で試合は行われたが、川測は全ての試合に勝利した。この勝利によって川測は以下に示す「申渡」を受けることとなった。

表3. 天神真楊流の道場運営者一覧（安政元（1854）年現在）

階梯	名前	肩書	住所
皆伝師範	岡田 縫之助	浪人	大坂
	西 鎌五郎	小出信濃守内	
免許師範	寺崎 剛平	浪人	
	満岡 雄太郎	御家人	本所林町道場
	持田 道之助	佐渡地役人	佐渡
	市川 ○	松平豊前守内	
	中野 精一郎	浪人	
	石川 大作	浪人	
	西村 外記之助	不明	京都住稽古所
	川渕 長左衛門	酒井若狭守御召抱	越前住
	間々田 三右衛門	水戸殿内	
	福田 民弥	浪人	
	小出 見之助	逸見甲斐守内	
	近藤 庄助	不明	佐渡
目録取立	原田 要人	浪人	
	中谷 十郎左衛門	不明	牛込住
	満岡 富五郎	不明	本所住
	桜井 邦造	不明	上州音梨子
	伊藤 幸左衛門	松平出雲守内	
	豊田 岩右衛門	阿州家内	
	牛原 八三郎	細川家内	
	奥田 四郎兵衛	松浦壱岐守	
	長嶋 直吉	阿州家内	
	林 幸八郎	松平備中守内	
	宮本 松兵衛	稲葉丹後守内	
	小川 泰安	不明	藤沢住
	依田 録二郎	不明	御府内住
	大田 安造	市橋下総守内	
	酒井 宗七郎	牧野兵部内	
	遠藤 矢平太	青山大膳亮	
	三河 作右衛門	牧野河内守内	
	渡邊 佐右衛門	浪人	

（出典：林柳應齋、『当流稽古場持居候覚』，1854年（渡邊一郎先生を偲ぶ会編、『近世武術史研究資料集』，前田印刷，2012年，pp345-346. 所収）より摘出・作成。○は判読困難な文字を表

其方儀、於江戸表数年柔術全修業得免許候趣承之、呼出令見分候処、達者に相見へ候に付、此度御用所支配に召抱、切米拾貳俵式人扶持指遣候、此後広く、右稽古筋可令世話候、但し爰元へ引越可申候、且、稽古筋之義に付而者、白井兵太夫へ無伏藏為打合、諸向引立候様可致世話候⁴²

ここにあるように当初、川淵は切米12俵2人扶持で召抱えられる予定だった。しかし直後に「河淵御領主之儀故、直様侍りて御取立難相成候に付、先足輕、被仰付候」⁴³と変更され、結果的に川淵は足輕として小浜藩に仕えたようである。このように諸藩に召抱えられる道を柔術の実力によって切り拓くことが幕末には可能だったのである。柔術が実戦のみならず、試験科目としての役割をも果たしていたことはこうした実例からも把握できるだろう。

IV. 柔術試合の実態

本章では、柔術試合の内実について具体的に検討したい。

1. 勝敗の決し方

まず、勝敗表の付け方からみてみよう。天保14（1843）年8月9日には起倒流・神保佐兵衛の門人9名と「二番勝」、「三番勝」、「四番勝」、「六番勝」、「七番勝」、「八番勝」、「九番勝」、「十番勝」で勝敗を決している⁴⁴。この時の試合は2番勝から10番勝まであり、勝敗を決する番数が統一されていないことが分かる。なぜだろうか。

番数の不統一を考える上で有益なエピソードが嘉永7（1854）年1月18日の試合である。この日、天神真楊流の愛甲は三州吉田に出向いて応変流・渡辺半太夫門下5名および朝山一伝流杉本百助門下4名と試合をした。その直後のエピソードである。

数二本三本宛願候、中には息切に而御止め被成候方も有之候、当流御出序に一通不残愛甲勝に相成申候、然処尾藤氏今一本是非願候様被申候得共、大勢致候間大に疲れ候間、断申候処、是非／＼と御申に付、無抱致し候処暫く組合申候、何分大労れ故に下へ押付られ私起候事出来不申候、余り御役人方御覧の方へ見苦敷候、半と存、／＼にも不致候へ共、急に起候事出来兼候間、其迄と申断申候、此一本、右多人数に而労候事故残念には存不申候⁴⁵

愛甲は合計9名と1人につき2～3本の試合をこなした後に、既に対戦を終えた尾藤から「今一本是非」と頼まれ、しかたなく組み合った。愛甲は全員と対戦した後だったため、さすがに疲労困憊で、尾藤に地面に押付けられてしまった。が、尾藤が仕留めにくる様子もない。お役人方も見苦しいだろうと思い、愛甲は試合中断を申し入れたというのである。

このエピソードで注目すべきは、愛甲が疲労を理由に試合を中断していることである。疲労によって試合を中断するケースは外にもあり、例えば、安政4（1857）年1月12日に楊心流・戸塚彦助道場の門下生田中忠司と天神真楊流の沼沢栄之助との試合では沼沢が「イキ切」したため、「無勝負」、すなわち引き分けと記録されている⁴⁶。また、安政2（1855）年2月10に膳所藩の藩校尊義堂で関口流の門人と試合をした愛甲は「痛出来相止」⁴⁷たとある。こうした息切れ、疲労、身体の痛みによって試合が引き分けになる例から、番数以外に個々人の体力や体

調が試合終了を左右する目安になっていたことは注目されるだろう。さらに、尾藤のように再戦を望む者がいるところをみれば、当初に申し入れた試合の番数も状況によって増減することが窺える。

実際にどれほどの時間で息切れするかは個々人の体力に依存するわけだが、一例を挙げておきたい。文久2（1862）年2月3日に京都西村道場で行われた試合では、流派不明の竹中勇之助（以下、「勇之助」と略す）と西村の「悴」が対戦したが、「半時斗争候へ共勝負付不申、然所先方々息切候間是迄と相断」⁴⁸が入ったとされる。勇之助が対戦した「半時」とは、江戸時代の“一時”が現在の2時間ほどなので、その半分の1時間であると考えられる。つまり、勇之助は1時間ほど戦ったのちに試合を中断したのである。

また、試合に際して同人数を揃えるケースは全73回の柔術試合中、14回しかみられず、一人で複数人を相手にすることは珍しくない。また文久2（1862）年4月16日の心明殺活流との20名対20名の試合は合計30試合行われており、人数を揃えた試合でも相手を変えながら1人あたり複数回試合をしている例がみられる。番数が不統一だったのは、試合者自身の体力と戦う意志を重視していたためと考えられる。

次に、柔術試合の勝敗を決するうえで審判者はいたのだろうか。先の愛甲と尾藤の試合でも息切れを自ら申し入れているところをみれば、審判者がいたとは考えにくい。ただ地面に押さえつけられただけでは勝敗は決せず、何らかの技で相手を仕留めなければ勝利にならなかったのである。そのため、大方の試合はどちらかが降参するまで戦う方式だったのではないかと考えられる⁴⁹。

また、勝敗の決し方に関する申し合わせを流派間で上手く調整できなかった例もみられる。安政2（1855）年2月10日に膳所藩の関口流と対戦した愛甲は負けた試合について「押へ付ひたい糸手を当、関口流の勝と申候、当流に而は無勝負同様、愛甲無悔之」⁵⁰と述べている。関口流の決まり手は天神真楊流には無い所作であったため、愛甲は天神真楊流の道場で行う試合であれば、負けていないと考えたのである。

こうした事例から幕末の柔術試合はセルフジャッジで勝敗を決していたとみてよいだろう。柔術試合を公正に実施するための成文化された審判規定は幕末にはまだ存在しなかったと考えられる。

2. 使用された技

ではどのような技が決まり手となったのか。最後にこの課題を検討しよう。表4は『性名控』に記載のあった決まり手を関節技、絞め技、押え込み技、投げ技に分類したものである。明治26（1893）年に発行された天神真楊流の技法書『天神真楊流柔術極意教授図解』⁵¹（以下、『図解』と略す）を用いて、技の種類を推定したものの、『図解』と『性名控』で合致する技は29本中、8つにとどまった。また、『図解』にある技は絞め技、関節技、当身技、投げ技がそれぞれ複合している場合が多く、1つのカテゴリーに分類するのは難しい。例えば、本研究では『性名控』にある「猿子」は『図解』にある「猿猴附身」であると考えたが、この技はまず立った相手を絞めつつ、陰囊に蹴りを4発いれる絞め技と当身技の複合技である。あるいはまた、「裸身捕」なども立った相手を地面に組み伏せた後に絞める技であり、投げ技と絞め技の複合技である。そこで『図解』から推定される8本の技のうち複合技については最後に仕掛けた技の種類で推定した。加えて、本研究では名称にそれぞれ「挫」「ひしぎ」「固」と付く技

を関節技、「送り襟」及び「メ」と付く技は絞め技、「押込」を柔道でいう押え込み技と判断した。その結果、絞め技が53本、関節技が33本、押え込み技が7本、投げ技が14本、不明29本であった。比較的、絞め技と関節技が多いように見受けられるが、これらの技は相手を降参させる上で有用だったことから使用頻度が高くなったものと考えられる。

また『大意録』で流祖正足は「所々にて真剣の勝負をして、常に真の当を以て修行せざれば、勝利なき事を悟」⁵²たととされているが、天神真楊流の門人が試合で当身技を使用した様子は『性名控』には記されていない。ただし、先に挙げた関口流の「ひたいゑ手を当」る技を当身技と数えるならば、全部で30本の技がみられたことになる。また、「マボロシ」や「ムソウ」といった『図解』に掲載されず、名称から所作の仕様が判断できない技もあった。さらに浅利道場では竹刀で勝敗を決しており、天神真楊流では武器を扱う試合にも参加していたことが分かる。使用される技の実態については更なる調査が必要である。

表4. 柔術試合で使用された技

絞め技	関節技	押え込み技	投げ技	不明
突込 (22回) 送り襟 (13回) メ手 (5回) 襟メ (3回) 袖車 (3回) 別 (3回) 猿子 (2回) 裸身捕 (1回) 裸捕 (1回)	腕ひしぎ (20回) 小手ひしぎ (6回) 足挫 (3回) 首固 (2回) 引込脇ひしぎ (1回) 腕絨 (1回)	下から返し (1回) 押え込 (6回)	引込 (7回) 捨身 (6回) 両約捨身 (1回)	マボロシ (14回) シボリ (8回) 引き身 (2回) ムソウ (1回) 襟 (1回) 襟捕 (1回) アモセン (1回) 横半 (1回) 竹刀 (1回)
計53本	計33本	計7本	計14本	計29本

(出典：表1と同一資料より摘出・作成。下線が引かれた技は『図解』と照合できたもの。またカッコ () 内の数値は各技の使用回数を示している。)

V. まとめ

最後にこうした柔術試合と嘉納との関係を4つ指摘して本稿を閉じたい。まず1つ目であるが、表1の試合記録では、万延2 (1861) 年2月15日に飯久保鉄吉 (以下、「飯久保」と略す) の門人、鳥巢幸次郎がのちに嘉納の天神真陽流の師匠となる福田八之助と柔術試合をしていることが記されている⁵³。飯久保も嘉納の起倒流の師匠であるが、こうしてみると、嘉納は試合に積極的な師匠たちに就いていたのである。乱取・試合を奨励する講道館の方針は、嘉納が学んだ柔術道場の稽古法から大きな影響を受けていると考えられるのである。

2つ目に、小浜藩を例にして柔術試合と見分の関係を検討したが、そこでは敵や犯罪者を殺傷捕縛するのではなく、試合でみごと相手を組み伏すことで己の実力を示すことが求められるようになっていたことが窺われた。つまり、技を磨くことが非日常的な有事への備えだけではなく、生活の糧を得るための日常的な営みとしても機能していたと考えられる。こうしたなか、試合で使用される技も安全化が図られたのではないだろうか。例えば、天神真楊流の流祖正足が当身技の修行は実戦で勝利を得るために必要であると考えていながら、柔術試合の記録からは当身技が決まり手となった試合はほとんどみられなかったのである。嘉納は柔道の乱取に実戦で効果を発揮すると考えられた当身技を導入しようとしていたが、これは流祖正足の教えを時代に合わせたかたちで継承しようとしたものと考えられる。

3つ目に、柔術試合の体力に依存する一面は嘉納の柔道体育法にも影響を与えたのではないだろうか。明治22（1889）年の「柔道一斑並ニ其教育上ノ価値」講演で嘉納が柔術修行を通じて柔術は体育に適っていることに気付いたと述べている⁵⁴。これも従来は嘉納が西洋由来の体育思想に基づいて柔術に再解釈を施したとされてきたが、柔術試合において体力に依存する場面が多かったことは今後、考慮するべきだろう。

4つ目に、本研究によって、柔術試合を通して地域を越えた柔術諸流のつながりが形成されたのちも成文化された審判規定が存在しなかったことが判明した。審判規定についてはそれが成文化され、全国的な統一が図られるのは明治32（1899）年に嘉納も制定委員の一人を務めた大日本武徳会の「武徳会柔術試合審判規定」まで待たねばならなかったのである。

柔術試合は寛政期以降の幕府・諸藩における諸制度が可能にした柔術文化である。そして『性名控』は柔術試合と幕末社会との関係、及び当時の試合の実態が把握できる基本資料であった。

しかし『性名控』の資料的意義はそこに留まらない。昭和10（1935）年に桜庭武が『柔道史攷』のなかで「明治以後の柔道は、すべて講道館柔道である」⁵⁵と主張して以降、柔道史においては柔術と柔道との質的な違いが強調されてきた。『性名控』はこうした柔術と柔道との非連続性を強調する歴史観に一定の留保を突きつける。そして柔術と柔道との同質性を問題化し、柔術及び柔道の歴史を分断しない問題設定が可能であることを『性名控』は示唆しているのである。今後、19世紀の柔術史は柔道史とともに研究が深められるべき問題領域と考えられる。

（付記）本研究は、平成27・32年度科学研究費補助金基盤研究（B）「近・現代東アジア武術の技法と思想の変容に関する国際比較：武術原理論の視点から」（研究課題番号：15H03067、研究代表者：志々田文明）による研究成果の一部である。

本文注

- 1 太秦武郷、『紀州柔話』、1812年（今村嘉雄編、『日本武道大系第九巻』、同朋社、1982年、p.450.）
- 2 渋川判五郎時英、『柔術大成録』、1749年（今村嘉雄編『日本武道大系第六巻』、同朋社、1982年、p.352）
- 3 磯道場編、『他流試合性名控』、（渡邊一郎先生を偲ぶ会編、『近世武術史研究資料集』、前田印刷、2012年、pp319-344. 所収）
- 4 現在確認できる『他流試合性名控』は、わが国の武道論を牽引した故渡辺一郎氏の写本である。原本の所在が不明な現在において貴重な基本資料である。
- 5 桜庭武、『柔道要義』、培風館、1940年、pp.284-294. 川村巖、「柔道の乱取に関する歴史的考察」、『仙台大学紀要』、仙台大学、1977年。藤堂良明、「柔道乱取の歴史について一起源とその後の発展―」、『講道館柔道科学研究会紀要』、第Ⅶ輯、講道館、1994年。
- 6 横山輝樹、「惣領番入制度、その成立と意義―吉宗期の武芸奨励と関連して―」、『日本研究』、第45号、2012年、p.51.
- 7 前掲書 6、p.55.
- 8 前掲書 6、p.110.
- 9 橋本昭彦、『江戸幕府試験制度史の研究』、風間書房、1993年、p.12

- 10 同上.
- 11 柴野栗山,『上書』(瀧本誠一編,『日本経済叢書』,17巻,日本経済叢書刊行会,1915年, p.131)
- 12 前掲書11, p.119.
- 13 前掲書11, p.131.
- 14 同上.
- 15 前掲書11, p.132.
- 16 司法省庶務課編,『徳川禁令考』,36巻,司法省,1895年, p.344.
- 17 高柳眞三・石井良助,『御触書天明集成』,岩波書店,1936年, p.534.
- 18 黒板勝美編,『統徳川実紀 第一篇』,第48巻,吉川弘文館,1966年, p.46.
- 19 松平定信,『宇下人言・修行録』,岩波書店,2004年, p.123.
- 20 熊倉功夫,「化政文化の前提」,『化政文化の研究』,岩波書店,1976年, p.54.
- 21 前掲書20, p.53
- 22 同上.
- 23 榎本鐘司,「幕末剣道における二重的性格の形成過程－競技性の顕在化および伝統性と競技性の折衷」,『日本武道学研究－渡辺一郎教授退官記念論集一』,島津書房,1988年, p.352.
- 24 磯又右衛門正足,「柔術天之巻」,『日本武道大系 第六巻』,同朋舎,1982年, pp.442-444.
- 25 寺崎剛平,『天神真楊流柔術大意録』,『日本武道大系 第六巻』,同朋舎,1982年, p.453.『日本武道大系 第六巻』の解題では同伝書の作者を寺崎某としているが、これは表3にみられる寺崎剛平と考えられる。また当伝書は正足と寺田の間答体で作成されているため、正足本人の意思を反映していると考えられる。
- 26 同上.
- 27 前掲書3, p.319
- 28 渡邊實,「近世諸藩に於ける遊学」,『日本歴史』,第54号,實教出版,1952年、今村嘉雄,『修訂十九世紀における日本体育の研究』,第一書房,1989年, pp.481-488.
- 29 魚住孝至,「十八世紀における武術文化の再編成－社会的背景とその影響－」,『十八世紀日本の文化状況と国際環境』,思文閣出版,2011年, pp.390-391.
- 30 石附実,『近代日本の海外留学史』,中公文庫,1992年, pp.160-161.
- 31 前掲書30, p.164.
- 32 勝小吉(勝部真長編),『夢酔独言他』,平凡社ライブラリー,2000年, pp.72-73.
- 33 金森敦子,『江戸庶民の旅 旅のかたち・関所と女』,平凡社新書,2002年, p.134.
- 34 磯又右衛門正足,「家元議定書」,『日本武道大系 第六巻』,同朋舎,1982年, pp.460-462.
- 35 久留米藩の良移心頭流は、安政6(1859)年4月25日には磯道場に、文久2(1862)年10月1日には京都西村道場に門人を派遣して他流試合を行っている。これは愛甲が良移心頭流の道場へ試合を申し込んだことをきっかけにしてできた交流関係ではないかと考えられる。
- 36 前掲書3, p.325.
- 37 前掲書3, p.323.
- 38 前掲書3, p.325.
- 39 同上.
- 40 同上.

- 41 同上.
- 42 前掲書 3, p.326.
- 43 同上.
- 44 前掲書 3, p.319.
- 45 前掲書 3, p.328.
- 46 前掲書 3, p.330.
- 47 前掲書 3, p.329.
- 48 前掲書 3, p.339.
- 49 『性名控』では「拝見」あるいは「拝見人」という記載が4例ほどみられる。弘化3(1846)年4月13日に起倒流の元之進の道場へ磯道場の門人が出向いて試合を挑んでいるが、そこに「楊心流門人拝見」として小林虎蔵と松田林八が駆けつけている。天神真楊流と起倒流の試合に両流派と異なる楊心流の門人が居合わせたのは、彼らが試合の様子を偵察しにきたのではない可能性がある。つまり、中立な立場で両流派の勝敗を判断できるため、彼らは呼ばれた可能性も考えられるだろう。とはいえ、他の69回の試合にはこうした拝見人の記録はみられない。「拝見」「拝見人」の意味は今後の課題としたい。
- 50 前掲書 3, p.329
- 51 吉田千春・磯又衛門,『天神真楊流柔術極意教授図解』,1893年(渡辺一郎編,『史料明治武道史』,新人物往来社,1971年所収)
- 52 前掲書25, p.453.
- 53 前掲書 3, p.338.元之進、鉄之助親子の身元については『佐倉市史』に所収されている斎藤佐右衛門,『諸藩文武修行者姓名録』,1870年.(佐倉市史編さん委員会編,『佐倉市史巻2』,佐倉市,1973年.(以下、『姓名録』と略す))の記述が詳しい。『姓名録』は他流試合や出稽古のためにやって来た武術家が佐倉藩の宿場に遺した宿泊の記録である。『姓名録』の嘉永4(1851)年11月22日の記録では元之進は「大久保肥後守」の家来であり、鉄之助は「野州佐野藩中」とある。鉄之助は飯久保の師匠であるため、飯久保は佐野藩の出身であると考えられる。
- また、このほかに大房暁著『田中藩武道史』(私家版,1975年)には田中藩に来訪した他地域の柔術諸流が田中藩の柔術家と試合を行った記録が所収されている。そこにも天神真楊流の門人が田中藩の制剛流に試合を申し込んでいる様子が記されている。このように柔術試合の記録は丹念に調査すれば未発掘資料が残っている可能性が高い。こうした柔術試合の記録を発掘し、幕末の柔術試合の全容を解明することは今後の課題である。
- 54 嘉納治五郎,「柔道一班並ニ其ノ教育上ノ価値」,『大日本教育会雑誌』,大日本教育会,第87号,1889年
- 55 桜庭武,『柔道史攷』,目黒書店,1935年, p.196.